

# 電子記録債権の普及により 決済のイノベーションを インターフェースの統一で 利用者の利便性を向上せよ

NTTデータ経営研究所  
金融コンサルティング本部



シニアマネージャー  
桑島 八郎



シニアコンサルタント  
寺島 智美

電子記録債権は、すでにメガバンク各社が記録機関を設立し、今後、全銀協の「でんさいネット」の稼働によって本格的な活用が始まると期待されている。電子記録債権によって、企業間決済のあり方を変えるようなイノベーションを起こすには、それが一定程度普及していることが必要である。そのためには、とくに手形を利用していない企業に向けた訴求が不可欠であり、インターフェースの工夫も必要だ。

## 電子記録債権は 企業間決済を革新できるか

近年、資金決済法制定の立法趣旨にもみられるとおり、決済分野におけるイノベーションが求められており、従来、銀行が独占的にサービスを提供していた決済分野においても新たな競争が促されている。ここで重要なのは、コスト競争により利用料金が低下することだけではなく、顧客（利用者）にとって真に使い勝手のよい「Customer Centric（顧客中心）」な視点でのサービスを、既存の決済サービスを統合しながら、創造していくことである。

これから新たに決済手段と

なる電子記録債権は、企業間決済にどのような意義をもつのだろうか。電子記録債権については、すでに、メガバンクによる記録機関が稼働しており、日本経済新聞（12年6月12日付）によれば12年3月期末で上場企業の発行残高は約1兆円にのぼっている。当社の地方銀行に対するシェアリングでも、電子記録債権は

として利用されてきた電子記録債権が、でんさいネットの開業に伴って、幅広く手形利用者に浸透していくことで、新たな決済手段としてある程度の決済規模を確保することが見込まれている。

「でんさいネット開業に伴い、手形利用者には広く利用が進む見込み」という。日本国内の手形交換高は、全国で386・9兆円（11年度）となっており、これらが電子記録債権に移行する場合のインパクトはきわめて大きい。これまででは一部の大企業を中心

電子記録債権の活用スキームについては、制度創設当初から、決済の効率化を目的とした「一括決済方式」「手形の電子化」のほか、「キャッシュマネジメントシステム」への活用、「融資債権の電子記録債権化」とそれを活用した「ローンセカンダリー市場」の活性化、「債権流動化」や「電子商取引」への活用等、さまざまな金融サービスのイノベーションとあわせ

て議論がなされてきた。

しかし、各金融機関が積極的にこれらのイノベーションに投資し、多くの企業によって利用されるためには、まずは電子記録債権が相当に普及していることが前提となるだろう。「相当に普及している」とは、電子記録債権という決済手段が、①日常業務のなかで当然に選択肢に含まれるようになり、かつ選択される可能性があること、また、②多くの企業がある程度の電子記録債権を普通に保有している状態になっていることである。

### 手形非利用企業には 小さい導入メリット

当社が、昨年度、電子記録債権導入による実際の効果について、電子記録債権をすでに利用している企業に対してインタビューを実施したところ、手形利用者には、支払

人、受取人の両方ともに電子記録債権に切り替えることによるメリットは大きいが、手形非利用者側では、受取人にメリットはみられるもの、支払人にはメリットはほとんどみられないという結果になった。

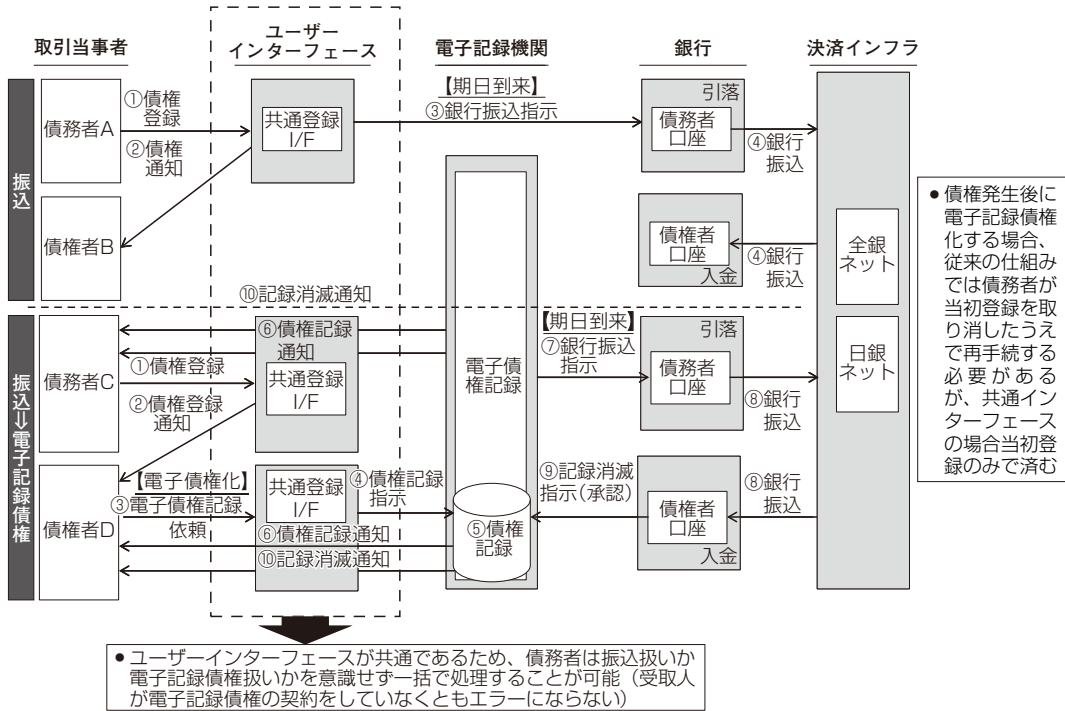
手形非利用者の受取人では、従来銀行振込で入金されていた売掛債権が、債権発生時点で電子記録債権化されれば、当該債権を資産として活用しやすくなる。現時点での電子記録債権の利用企業は、大企業が中心ということもあり、すでに導入している一括決済等の仕組みを電子記録債権化しているケースも多く、電子記録債権による資金調達の円滑化を評価する声は聞かれなかった。しかし、今後でんさいネットの稼働によって、中小企業の利用が高まれば、新たに債権を資産として活用可能となる資金調達上の

【図表1】 電子記録債権に関する手形利用者、非利用者別のメリット

	業務ベース			機能ベース		
	モノ・カネの流れ	決済		記録化		
	原契約との関係性におけるメリット	他の決済手段との関係におけるメリット	債権の分割によるメリット	債権保全への活用(決済確約)	資金調達への活用(担保・譲渡)	社内管理への活用(決算書作成・事後管理)
支払人	手形利用者 -：原契約と分離(現状のまま)	○：手形事務の効率化には寄与	○：手形発行企業の場合、複数枚に分割して発行が省略される	-：特になし	-：特になし	○：印紙税の軽減
	手形非利用者 -：原契約と分離(現状のまま)	△：既存の決済手段が残る場合、管理が複雑化する	-：特になし	-：特になし	-：特になし	-：特になし
受取人	手形利用者 -：原契約と分離(現状のまま)	○：手形事務の効率化に寄与	○：受取手形を、必要な額に分割してできる	-：特になし	○：手形電子化→譲渡時の紛失リスク回避・時間短縮化・事務効率化	○：領収書発行の手間の削減と、印紙税の軽減
	手形非利用者 -：原契約と分離(現状のまま)	△：既存決済手段が残る場合、管理が複雑化する	-：特になし	-：特になし	-：大企業では、資金調達は必要ない場合もある	-：特になし

〔図表2〕

振込と電子記録債権のインターフェース統一のイメージ



メリットは大きい。この点  
は、電子記録債権法の立法趣  
旨にもなっているところであ  
る。

また、手形非利用者の支払  
人には、インタビュア時点  
は、積極的なメリットは確認  
できなかった。「決済の効率  
化」という側面については、  
すべての決済手段を電子記録  
債権に統一できるわけではな  
いため、かえって決済手段の  
多様化、管理の複雑化を招く  
可能性もあるというマイナス  
の側面も指摘された。電子記  
録債権の発生には、支払人か  
らの発生記録請求が要件とな  
っているため、支払人の活用  
意思が高まらなければ、電子  
記録債権の普及にブレーキを  
かける可能性がある。

**求められる利用者視点**

では、支払人にとっての課  
題を解消し、電子記録債権を  
「相当に普及」させるために

は、どのような工夫が必要と  
なるのだろうか。手形非利用  
の債務者（＝支払人）の電子  
記録債権利用を高める検討の  
前提として、まず、従来の決  
済手段から電子記録債権への  
シフトの障害となっている理  
由について整理しておきた  
い。

手形非利用者の場合、決済  
手段の多くは銀行振込となっ  
ている。銀行振込は手数料が  
きわめて安価であり、かつ手  
続も簡便である。また、す  
でに広く普及している決済手段  
であることから、企業内で、  
振込を前提とした債権債務管  
理のほか、E、B等の銀行サー  
ビスとの連携、決算書類との  
連携等に取り組んでいるケー  
スも少なくない。電子記録債  
権を導入する場合、企業側は  
既存のこれらの施策と同等の  
機能を電子記録債権用に用意  
する必要がある。しかし、  
それでも振込と同等の効果を

得るだけであり、乗換えを行うインセンティブにはなりにくい。しかも、電子記録債権では、最終的な決済部分に銀行振込を活用していること等を勘案すれば、手数料面において振込以上のメリットを与えにくい状況にある。

このように振込がきわめて利便性が高く、低コストの決済手段としてすでに普及している現状下で、電子記録債権の普及を高めるには、冒頭の「Customer Centricなサービスの提供」が一つの答えになるだろう。

現在の電子記録債権制度は、債権記録によって債権と無形資産の活用可能性を高め、利用者の選択肢を広めるが、他方、この動きは、企業が決済手段の集約化を図り、統制および利便性を高めようとしている動きと相反する側面をもっている。したがって、この利用者側の「決済手

段の集約化」との矛盾を解消することが不可欠だ。

たとえば、振込と電子記録債権のユーザー側のインターフェースを統一することで、ユーザーが、決済手段の違いによる負担を感じることなく手続を可能とすることが考えられる（図表2）。すなわち債務者は、債権者が電子記録債権を希望するか否か、債権を資金調達に活用する可能性があるか否か等を考慮することなく、一律に債務を金融機関に電子登録する。債務者側から電子登録がなされると債権者は当該債権の内容について通知を受ける。その後、債権者から、別途債権記録や、譲渡、担保差入れ等の記録の要請がなければ、当該債権は振込として期日に入金され、債権者からなんらかの記録の要請が生じた場合は、その記録によって電子記録債権が発生する仕組みとするのであ

「東証と大証の統合は新日鉄・住金の統合よりも重要な国家プロジェクトですから、公正取引委員会もまもなく了承すると思います」（金融庁）。東証と大証の統合について公正取引委員会が審査を開始して半年。東証サイドから先般、2次審査の資料を提供したので、早ければ7月、遅くとも9

月中旬には排除命令を行わないという通知が出る見込みだ。東証はただちにTOBに入り、来年1月に新会社としてスタートする。

東証と大証の現物株式取引と合わせれば、そのシェアは圧倒的。それゆえ、公取が審査に時間をかけているのもわからないではないが、「それにして遅い」という声が関係者からしきりに聞こえてくる。一時は「東証からマザーズを切り離すべし」という強硬な案も出たほどなので、公取がなんらかの条件をつけてくるのは間違いない。しかし、金融庁はこの統合をいま国会で審



## オンレコ オフレコ

### 東証・大証統合は総合取引所構想の一部

議されている金商法改正案に含まれている「総合取引所」の一部・先駆けと位置付け、推進している。自見・松下新日鉄大巨も盛んに国家プロジェクトであるとその意義を強調。たんなる私企業の統合ではなく、公益性の高いインフラの整備というわけだ。したがって、「公取はおかしな条件はつけてこない」と確信している」（同）という。

ところで、金商法改正案は参議院先議で審議が始まるうとしていますが、その成立はなかなか厳しいようです。財政金融委員会には特例公債法がかかっており、これが最優先される。しかも、自民党は政局がらみ、解散の引き金でもあるこの特例法を今国会で成立させるつもりは毛頭ない。「最悪、年末までに成立させればよい」（永田町）というスタンス。たとえ総合取引所が日本の市場を世界にアピールする絶好の機会であったとしても、これが永田町の権力闘争によって陰に追いやれてしまう悲しい現実か。



る。

このようなインターフェースをつくることで、債務者側は取引先ごとに支払手段を峻別する必要なく処理することができ、債権者にとっても、債務者に電子記録債権の希望の有無を伝えることなく、自らの必要なときに、電子記録債権として活用することが可能になる。決済は、それぞれの用途に応じて、現金から手形、小切手、振込、口座振替等、さまざまな手段へと発展を遂げてきた。しかし、個別の発展による機能の多様化および高度化が、効用の重複や手続の相違等の問題を生じさせ、利用者に必ずしも利便性をもたらしていない。こうした環境下で求められるのは、多様化および高度化した決済手段を統合しシンプルにそれらを選択し利用できる利用者視点のユーザーインターフェースの整備ではないだろうか。

か。それは、実際に技術的にも可能であるはずだ。

## 「相当に普及」後の企業間決済

電子記録債権が「相当に普及」した場合、どのような世界になるのだろうか。

まず、債権の記録によって、債権流動化等の売掛債権を活用した資金調達手段の適用性が高まるだろう。従来、債権流動化を活用できる債権者については、債権譲渡手続の複雑性、債務者への通知の必要や二重譲渡リスク等の問題から、ある程度の企業規模が求められていた。しかし、電子記録債権の導入によって、それらの問題は解消されるため、より小規模な企業にまでその活用可能性が高まることが考えられる。また、企業規模だけでなく、小ロットの債権についての適用性も高まるだろう。かりに電子記

録債権の対象を個人に対する債権にまで拡大できれば、クレジット債権等への活用も可能だろう。

また、現在、債権者が債務者に対して与えている電子記録にかかわる権利の包括承認と同様の仕組みを、一定要件のもと、債務者側が債権者に対して与えることが考えられる。具体的には、債権者は電子記録債権方式での口座振替によって、一定金額の範囲内で債務者のつどの了承なく、回収の効率化と決済不能時のペナルティ制度による債権回収の確実性の向上を図ることができると。その他、電子記録債権に発注情報を含ませて記録したり、EDIと連携させて債権を自動発生させる等によって商流と金流の一体化した管理も可能になるだろう。

電子記録債権の普及には、既存の決済手段と電子記録債

権のインターフェースの統合を試み、「[Customer Centric]」な対応を加える視点が重要である。このようなユーザーインターフェースを提供する銀行を始めとする多数のプレーヤーによる競争によって、電子記録債権の取引が活発化することを期待したい。

(本稿における意見などは、執筆者の個人的見解であり、必ずしも当社の公式的な見解を表わすものではない。)

くわじま はちろう

日本興業銀行(現みずほコーポレート銀行)を経て、08年から現職。おもに銀行を中心とした金融機関向けのコンサルティングに従事。

てらしま ともみ

あさひ銀行(りそな銀行)、オリックスM&Aソリューションズを経て、08年から現職。おもに銀行を中心とした金融機関向けのコンサルティングに従事。